

新聞

vol. 20

2014年6月9日

発行：福島県避難者支援課 ☎024-523-4157

※この広報紙は「東日本大震災子ども支援基金」を財源として発行しています。

福島県が発行する「ふくしまの今が分かる新聞」の今号では、これから夏に向けてリフレッシュできるイベントや支援の情報など、ふくしまの子どもの元氣につながるような話題を中心にご紹介し、今ふくしまが何を行っているかが分かる情報をお届けします。

子育て支援 子どものびのび活動 できる環境づくり

福島県では、被災により避難生活を続ける子どもたちの心のケアや、給食の検査を始めとした食の安全・安心などの取り組みなどを通して、子育てにおける不安の解消を図っています。

さらに、自然に囲まれた中での体験活動を通じて、福島の子どもの豊かな人間性と生きる力を育てる支援や、遊び場の整備による健康づくりなどに取り組んでいます。このほか、子どもがのびのびと活動できる環境づくりについて紹介します。



- 今回紹介する事業はこちらです。
- 1 自然の家・ふくしまっ子体験活動
 - 2 山形県での交流活動
 - 3 福島、宮城など6県での自然体験
 - 4 檜枝岐村での宿泊費補助
 - 5 冒険ひろば (屋外遊び場)

自然体験交流活動 1 自然の家体験活動

3つの自然の家で、乳幼児から中学生、その家族を対象に、日帰りで行う自然体験活動等の場を提供します。お問い合わせは、それぞれの自然の家までお願いします。

期間 夏期と冬期に各1回(計6回)

対象 県内在住の幼児、小・中学生とその家族(乳児も含む)

会場 郡山自然の家 ☎024-957-2111
会津自然の家 ☎0242-83-2480
いわき海浜自然の家 ☎0246-32-7700



自然体験交流活動 1 ふくしまっ子体験活動応援補助事業

自然体験活動や交流活動などを実施するスポーツ少年団や子ども会、家族グループなどの団体に、宿泊費(1人当たり1泊5千円上限)と交通費・体験活動費(1人当たり1回2千円上限)を補助します。

期間 夏:7~8月、冬:12~1月

対象 県内在住または県外に避難している1才以上の幼児、小学生、中学生及び引率者、保護者等

条件 ①補助対象の子どもが5人以上いること
②体験活動実施場所・宿泊場所が福島県内であること

申込 本事業を利用しようとする団体は、登録旅行者に実施の20日前までに申し込んでください。

※登録旅行者の一覧については、教育庁社会教育課のWEBサイトに掲載しています。

※平成26年度から、小中学校等の教育機関や社会教育関係団体が実施する場合、一定条件の下で県外での活動も対象となりました。

福島県 ふくしまっ子

問 福島県教育庁 社会教育課 ☎024-522-3090

自然体験交流活動 2 やまがた・ふくしま少年少女交流事業

福島県内の児童・生徒が、山形県内の児童・生徒との交流を通じて互いの友情を育み、山形県の四季折々の自然の中でのびのびと過ごし、心身のリフレッシュを図ることができる交流事業を行います。

日程 夏:8月16日(土)~19日(火)
山形県金峰少年自然の家分館 海浜自然の家
秋:10月24日(金)~26日(日)
山形県神室少年自然の家
※1月にも開催予定

対象 福島県内の小学生(4年生以上)・中学生

参加費 無料(送迎あり)

申込 各開催日の約6週間前に山形県及び各少年自然の家のWEBサイトに掲載される募集要項をご覧ください。

問 山形県教育庁 文化財・生涯学習課 生涯学習振興室 ☎023-630-2831

自然体験交流活動 3 福島子どもカプロジェクト ふみだす探検隊

外遊びやキャンプなどの体験を通して、福島の子どもたちがたくましく生きていくための力を育てる取り組みです。福島県内外における、様々な自然体験活動や屋内外でのスポーツを中心とした楽しいプログラムを独立行政法人国立青少年教育振興機構が企画・実施します。

開催施設 福島、宮城、群馬、長野、新潟、静岡の6県にある7つの国立青少年自然の家・交流の家

対象 福島県内の小学生等

申込期間 後期開催分(12~3月)について、9月13日(土)から受付予定

※詳細については、「福島子どもカプロジェクトふみだす探検隊」のWEBサイトにてご確認ください。

ふみだす探検隊

問 福島子どもカプロジェクト ふみだす探検隊事務局 ☎info@fumidasu.jp

自然体験交流活動 4 民宿などの宿泊費を補助 檜枝岐村

尾瀬檜枝岐温泉観光協会に加盟する山小屋、旅館、民宿に宿泊される方を対象に、1泊1名様につき通常料金より3,000円を割引いたします。また、加盟施設でお土産やお食事にご利用いただける500円分の商品券もプレゼントします(元氣ふくしま応援事業)。

日程 平成27年3月31日(火)までの宿泊

対象 福島県内在住または県外に避難されている方

問 尾瀬檜枝岐温泉観光協会 ☎0241-75-2432

自然体験交流活動 5 「冒険ひろば」が拡大しました!

冒険ひろばでは、大人たちが見守る中、野外空間で土や木、水、火といった自然のものを使い、自由な発想でいきいきと遊ぶことができます。木登り、水遊び、工作、自然を活かしたハンモックなど、遊び方は無限です。平成26年度はこれまでの3団体から次の6団体に拡大して実施します。

所在地	団体名	主な開設場所	問い合わせ
猪苗代町	NPO法人 子どもの森ネットワーク	緑の村	☎0242-72-1181
福島市 飯坂町	NPO法人 いざかサポーターズクラブ	茂庭広瀬公園	☎024-529-6125
伊達市 霊山町	NPO法人 りょうぜん里山がっこう	りょうぜん里山がっこう敷地内	☎024-587-1032
南相馬市 原町区	一般社団法人 みんな未来センター	高見公園等	☎0244-26-9653
会津若松市 高野町	学校法人 白梅	あいづキッズケアセンター内	☎0242-23-7511
郡山市 湖南町	NPO法人 移動保育プロジェクト	ワクワク自然体験自然保育園「ココカラ」	☎024-925-0245

※常設の遊び場ではありません。開設日等の詳細は、各団体にお問い合わせください。

子育て支援課 冒険ひろば

問 福島県庁 子育て支援課 ☎024-521-7198

応急仮設住宅の適切な利用のお願い

応急仮設住宅(民間借上住宅を含む)は、災害救助法に基づいて、一時的に居住の安定を図ることを目的としています。避難による居住以外の用途での使用は認められませんので、適切なご利用をお願いします。

【適切と認められない使用例】

- 週末や休暇期間中のみ利用
- 複数の応急仮設住宅の供与を受けること
- その他、居住以外の利用(倉庫・商業用など)

また、応急仮設住宅を退去される場合には、避難先自治体への届出など、事前の手続きを必ず行ってください。

仮設借上住宅の供与期間の1年延長について

災害救助法による福島県内の下記の市町村を避難元とする応急仮設住宅(民間借上住宅)等についても、福島県内と同様に延長していただくよう各都道府県に依頼しております。

延長する市町村(避難元)
福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、田村市、南相馬市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、鏡石町、天栄村、下郷町、南会津町、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、金山町、会津美里町、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯館村

福島県教育庁 高校教育課 ☎024452117775

高校生等奨学給付金 制度が始まります!

福島県教育委員会では、授業料以外の教育費負担を軽減するため、平成26年度高等学校等に入学した生徒のいる非課税世帯に対し、奨学のための給付金(高校生等奨学給付金)を給付します。

対象となる世帯
平成26年7月1日現在、次の全てに該当する世帯
①保護者(親権者)が福島県内に住所を有すること
②非課税世帯(保護者「親権者」それぞれの市町村民税所得割額が0円)であること
③生徒が「高等学校等就学支援金」の対象者であること(特別支援学校高等部の生徒は対象外)
※平成26年度は1年生のみが対象となります。

給付額
生活保護受給状況や家族構成、高等学校の種類等により異なります。

申請手続き
7月に申請を受け付けますので、申請用紙に必要書類を添えて在学学校へ申し込んでください。申請用紙の入手方法その他詳しくは、県高校教育課のWEBサイトをご覧ください。

福島県高校生等奨学給付金

原子力損害賠償

避難指示区域内における 住居確保に係る費用の賠償について

東京電力は、平成25年12月に国の原子力損害賠償紛争審査会が策定した「中間指針第四次追補」の趣旨を踏まえ、被害者の方へ早期に周知を図るため、4月30日に「住居確保に係る費用の賠償」の概要について発表しました。

請求の受付開始については、後日、別途案内される予定ですが、東京電力は賠償の概要や今後の請求手続き等について解説したダイレクトメールを、これまでの避難指示区域内における賠償実績に基づき、順次発送するとともに、事前相談を相談専用ダイヤルや各相談窓口で開始しています。



ここでは、「住居確保に係る費用の賠償」のポイントについてお知らせします。

ポイント1

住居確保に係る費用の賠償では、事故時点において持ち家にお住まいであった方に対し、財物賠償の時価相当額^{※1}を超える損害が追加で賠償されます(上限額あり)。

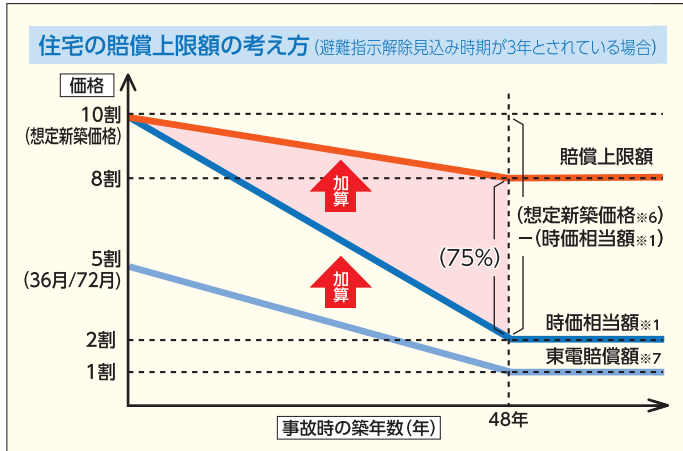
賠償の対象となる費用^{※2}

- 1 帰還する場合^{※3}
 - ・住宅の建替え、修繕費用
 - ・建替えに要した解体費用
 - ・諸費用(登記費用、消費税、設計監理料等)
- 2 移住する場合^{※4}
 - ・住宅の再取得費用(新築工事費用、家賃)・宅地の再取得費用
 - ・諸費用(登記費用、消費税、設計監理料等)

賠償の上限額(左記1~3を合算した額が賠償上限額となります)

1 (想定新築価格^{※5}×(時価相当額^{※1})×75%)で計算した額が加算される上限額となります。

なお、東京電力の財物賠償額^{※7}が時価相当額を下回っている場合は、その差額も加算されます。



2 宅地の再取得費用

下の計算式による額が財物賠償による東京電力の賠償額^{※7}に加算される上限額となります。なお、移住することが合理的と認められる方^{※4}の方については、下の計算式による額に75%を乗じた金額となります。

3 建替えに要した解体費用、諸費用

それぞれ必要かつ合理的な費用が住宅や宅地の費用とは別に賠償されます。

ポイント2

住居確保に係る費用の賠償では、事故時点において借家にお住まいであった方に対し、県内都市部の借家の平均的な家賃と避難指示区域内の借家の平均的な家賃を基準とした金額が定額で賠償されます。

避難指示区域であった地域を新たな生活の本拠とする場合

新たに借家に入居するための礼金等の一時金相当額として一人世帯で10万円を賠償し、世帯人数が一人増える毎に1万円を加算。

避難指示区域外の地域を新たな生活の本拠とする場合

新たな借家と事故発生時点の借家との家賃差額相当額(8年分)及び礼金等の一時金相当額として一人世帯で16.2万円を賠償し、世帯人数が一人増える毎に61万円を加算。

その他

・住居確保に係る費用の賠償金については、帰還先住居の建替えや修繕、移住先住居の再取得の見積書や売買契約書等に基づいて概算で支払われます(後日、領収書等に基づき精算されます)。

・住居確保に係る費用の賠償の請求にあたっては、宅地・建物・借地権の賠償に合意していることが必要です(宅地・建物・借地権の賠償請求のためには、東京電力への固定資産課税情報等の提出が必要)です。詳しくは東京電力にお問い合わせください。



問 東京電力株式会社福島原子力補償相談室
(土地・建物・家財の賠償に関する相談専用ダイヤル)
☎0120-926-5996(9時~21時)
福島県
(原子力損害の賠償等に関する問い合わせ窓口)
☎024-523-1501
(平日8時30分~17時15分)

☎024-523-1501
(平日8時30分~17時15分)

- ※1 時価相当額：事故発生時点における財物価値(東京電力の請求書②宅地・建物・借地権(個人)の不動産一覧の冊子中、宅地については「Ⅱ定額評価」における宅地の算定方法、建物については「Ⅳ定額評価」における建物の算定方法のページに記載)
- ※2 実際に負担した費用が財物賠償額を超過した場合に賠償の上限額の範囲内で賠償。
- ※3 4以外の方が対象。
- ※4 次の方が対象。
 - a 帰還困難区域に居住していた方
 - b 大熊町、双葉町の居住制限区域、避難指示解除準備区域に居住していた方
 - c 左記a及びb以外の方で、移住が合理的と認められる方(※5)
- ※5 移住することが合理的とされる場合については、「営業・就業に関する事情」「医療・介護に関する事情」「子どもの生活環境に関する事情」その他合理的な事情を申告することにより、東京電力は柔軟に対応すること。
- ※6 想定新築価格：住宅を事故発生時点の物件で新築した場合の工事価格。東京電力の「請求書②宅地・建物・借地権(個人)」の賠償金ご請求書②の冊子中、「D建物の情報」のページにおける「想定新築価格」欄に現在物件に記載。
- ※7 東京電力の財物賠償額は、時価相当額に避難指示期間割合を乗じた額。
- ※8 例：避難指示解除見込み時期が3年の場合、賠償額Ⅱ時価相当額×36月/72月(実際の解除が3年を超過した場合、超過した期間分を追加で賠償)
- ※9 8250㎡は県内都市部の平均宅地面積、38000円/㎡は県内都市部の平均宅地面積、400㎡は県内の平均宅地面積



地域の再生に向けた動きを伝える

このコーナーでは、再生に向かうふるさとの現在の様子をご紹介します。今回は、大熊町からのレポートをお届けします。

「ふるさとの今」

震災後初の田植え (大熊町)

大熊町では、将来的な営農再開に向け、除染した町内の土地で耕作が可能かどうかを調べるコメの試験栽培が始まりました。水田の表土を約10cm削り、新しい土を入れることで、水田中の放射線量が0.1~0.3μSv/hまで下がった除染の効果を確認したことによるものです。

5月19日に大川原字南平(居住制限区域)の水田で行った田植えでは、町農業委員会やJA、県、町の担当者約20人が参加し、除染を終えた約25アールの水田に機械でひとめぼれの苗を植えました。

まとまった面積でコメを栽培するのは、東日本大震災後初めてとなります。収穫したコメは放射性物質の濃度を調べる分以外廃棄されますが、参加した皆さんは4年ぶりの田植え作業に生き生きと取り組んでいました。



震災後初の田植えの様子

問 大熊町役場 産業建設課
☎0120-26-3844

県外での支援イベントのお知らせ

千葉県 森のじかん

避難・被災された皆さんと応援したい皆さんの交流の場です。7月10日(木)の会は、「七夕飾り・浴衣で写真」を開催します。

日時	毎月第2木曜日 13時~15時(変更の場合あり) ※要事前申込
場所	さんぶの森交流センターあらぎ館
問	山武市役所秘書課渉外係(担当:太田、秋葉) ☎0475-80-1292

※その他地域の交流会等の情報についても、下記サイトをご覧ください。

全国に避難されている方々のための地域情報サイト

避難されている方々へ

検索

携帯からもご利用できます。



ママカフェ

避難先から戻ってきたお母さんの居場所

ママカフェ@ふくしま
日程 7月25日・8月22日・9月26日(すべて金曜)
場所 福島市保健福祉センター(福島市森合町10-1)

ママカフェ@こおりやま
日程 7月10日・8月28日・9月11日(すべて木曜)
場所 NPO法人 子育て支援コミュニティ プチマン(郡山市富田町大徳南2-23)

ママカフェ@いわき
日程 7月15日・8月19日・9月16日(すべて火曜)
場所 いわき産業創造館 LATOV6階(いわき市平字田町120)

ママカフェ@しらかわ
日程 7月9日・8月6日・9月10日(すべて水曜)
場所 マイタウン白河(白河市本町2)

※時間はいずれも10時~12時

子育て心と身体の健康サポートブック

お子さんと保護者のための

「心のケア」というと、特別な人のための特別なケアをイメージしますか? 震災や原発事故による心のストレスは誰にでもあります。放射線についての正しい知識を得たり、最新の情報を確認したりすることで、少し気持ちが楽になるかもしれません。

このパンフレットは、特に妊婦さんや小さいお子さんをお持ちの方に、心の健康を保つことや放射線について知って欲しい情報などを掲載しています。

母乳は大丈夫? 胎児への影響は? 相談したい時は?

心と身体の健康を保つこと、放射線について正しく知ってほしい情報を掲載しています!

- ① なぜ子どもの心のケアが必要なの?
- ② お子さんの様子で、変わったことはありませんか?
- ③ どんな風に子どもに接したらいいの?
- ④ ママ・パパの心の状態はいかがですか?
- ⑤ 重要なのは親子のコミュニケーション
- ⑥ 放射線について、一緒に考えてみませんか?

県内イベント情報

いわき市 蛇の目ビーチで潮干狩り

アフロマリンふくしまでは、世界最大級のタッチプール「蛇の目ビーチ」が海開きしました! 蛇の目ビーチは磯干潟・砂浜という海辺の自然を再現した、はだしで遊べる屋外体験施設。潮干狩り体験ができますので、お子さんとの楽しいひとときをお過ごしください。

期間 6月29日(日)までの毎週日曜日
参加料 800円(1ネット)
※別途、入館料がかかります。

問 環境水族館アフロマリンふくしま
☎0246-73-2525

福島県内 20エリアを舞台に、参加者自身がエージェントになりきって、宝の地図を読み解きながらエリア内に隠された宝物を探し出す、リアル宝探しイベントです。お子さんと一緒に謎解きにチャレンジ!

期間 8月31日(日)まで
問 福島県庁 観光交流課
☎024-521-7398

福島 コードF-4 検索